

延岡市水産業新技術・設備導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の水産業の活性化を図るため、水産関連事業者による新たな技術の導入などに必要な設備経費の一部を補助することについて、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者であって、次条第1項各号に掲げる補助対象事業を行うものとする。

- (1) 主たる事務所若しくは事業所の所在地が本市にある漁業者又は主たる事務所若しくは事業所の所在地が本市にある製造業者であって、市内で生産し、採取し、若しくは加工された水産物を販売するもの。
- (2) 延岡市税条例（平成4年条例第35号）第3条に規定する市税の滞納がないこと。
- (3) 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号の暴力団又は同条第3号の暴力団関係者に該当しないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、市内の事業所等で行われる以下の取組のうち次に掲げるものとする。

- (1) A I や I C T などを活用した水産業のスマート化にかかる設備、備品等の導入
- (2) H A C C P の考えを取り入れた設備、備品等の導入
- (3) A S C / M S C 認証などの取得を目指した設備、備品等の導入
- (4) 高鮮度化・省エネルギーを図るための設備、備品等の導入
- (5) 漁労環境の効率化若しくは省力化又は安全性の向上を図るための設備、備品等の導入

2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体又は公共的団体により補助を受けている事業又は補助を受ける予定がある事業については補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助対象事業に直接要する設備導入費、設備改修費、備品購入費その他市長が特に必要と認める費用とする。

(補助額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）以内とし、1件当たりの上限額を100万円とする。

2 申請者は、補助対象経費に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額及び当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助対象経費に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（規則様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業に着手する日の前日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

- (3) 導入する設備・備品等の概要が分かる書類
- (4) 経費の積算根拠となる書類の写し
- (5) 市税の完納を証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市外に住所を有する個人又は市外に登記のある法人においては前項第5号の書類に代えて本市で生産し、採取し、若しくは加工された水産物である旨を明示して出荷し、又は販売することを誓約する書類又はその実績が分かる書類を提出しなければならない。

(事業の中止又は変更)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業を中止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ補助事業中止・変更承認申請書（規則様式第4号）により市長に申請し、承認を受けなければならない。ただし、前条第1号の収支予算書に記載した支出額の3割以内の減額その他申請の必要がないと市長が認める変更についてはこの限りでない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業完了後30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（規則様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 補助対象経費の領収書その他支出を証する書類
- (4) 実施した補助対象事業の概要が分かるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

(決定の取消し)

第9条 市長は、補助事業者が補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとし、その内容を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の全部又は一部の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金返還請求通知書により期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(関係書類の備置き)

第11条 補助事業者は、事業の状況、費用の収支その他実施した補助対象事業に関係ある事項を明らかにする書類及び帳簿を補助対象事業完了後5年間備え置かなければならない。

(財産の処分の制限)

第12条 補助事業者は、本事業により取得した財産について、市長の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。

2 規則第18条の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）により定める期間とする。

3 補助事業者が、前項の期間内に財産を処分したことにより収入があった場合には、市長は、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和12年3月31日限りその効力を失う。